

令和3年度第1回 市史編さん委員会書面開催会議録(要録)

開催日時	令和3年7月16日資料送付
開催場所	書面開催
委員	堀越 正行委員、五十嵐 公一委員、中澤 恵子委員、 内田儀久委員、岩淵 令治委員、外山 信司委員、 宮間 純一委員
事務局	佐倉図書館市史編さん担当
議題	1.協議事項 委員長及び副委員長の選出について 2.報告事項 ・令和2・3年度事業について ・新図書館進捗

※令和3年度第1回市史編さん委員会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて開催した。

※委員全員に会議資料を送付し、1.協議事項については書面にて回答書を依頼した。回答書を提出した委員は全員であり、委員定数の過半数を超えているため「佐倉市史編さん委員会条例」第7条第2項により会議は成立したものとする。

※2.報告事項、その他のご意見については書面またはメール等で意見を依頼した。

1.協議事項 委員長及び副委員長の選出について

議案

委員長及び副委員長については「佐倉市史編さん委員会条例」第6条第1項により、「委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。」と規定している。

書面会議のため、事務局から委員長及び副委員長については、下記のとおり、事務局から提案し、承認・不承認について、回答書の提出を依頼した。

記

役職	氏名	備考
委員長	内田 儀久	平成20年度から委員就任
副委員長	外山 信司	令和2年度から委員就任

結果

集計結果報告

- ・承認する 7名
- ・承認しない 0名

承認全員により、議案のとおり可決した。

2.報告事項

各委員からのご意見等(要約)

①. 令和2・3年度市史編さん事業について

○事業全体について

・令和3年度予定事業については、新型コロナウイルス感染症の状況により、厳しい状況もあるかと思いますが、適宜適切に対応して実施してください。

○佐倉市史研究と佐倉市史料叢書について

- ・『佐倉市史研究』の毎年の刊行は必要不可欠です。これこそが市史編さん事業の証です。令和4年度の刊行は絶対に譲れません。令和4年度の『佐倉市史研究』は、毎年刊行するというスタイルを崩さないため、35号・36号の合冊ということにしましょう。
- ・史料叢書の刊行とともに、佐倉市の歴史の継続的な研究成果の発信及び佐倉の歴史を後世に伝える手段として、『佐倉市史研究』を引き続き刊行することを希望します。
- ・史料叢書の刊行計画について、優先度を勘案して候補を柔軟に組み替えて実施するのが良いと思います。

○新聞記事スクラップについて

・新聞記事スクラップは、冊子に貼り込むだけではなく、展示など情報発信等の今後の利用の利便性を考えて、スキャン等によって電子化もしておいた方が良いでしょう。

○「下総佐倉堀田家文書」のマイクロフィルム撮影及び紙焼き作成

・「下総佐倉堀田家文書」のマイクロフィルム撮影及び紙焼き作成は、地味ですが、とても意義あることと思います。電子データ化が叫ばれていますが、データのみ保存することの不安、利用する利便性を考えると必要と思います。継続をお願いします。

②. 新図書館進捗

○展示について

- ・図書館の中に展示スペースを設けること、可動のものとして可変的に展示が組めるようにすることに賛成です。調湿度を保つため、エアタイトケースが必要と思います。
- ・展示スペースの確保は佐倉市にとって長年の課題であり、ようやく実現し、スタートラインに就くことが出来たのは何よりです。展示の設備を可動式なものを採用することは、とても良い選択です。

・佐倉市の歴史・民俗・文化などをテーマとした展示を順次実施し、見学者に見ていただければ、佐倉市の理解に役立つと思います。

・展示は数年のスパンで、中期的な計画を立てておこなうべきと考えます。市の周年的な節目なども事前にふまえ、場当たりのにならないように、市の関係部署との調整も必要と考えます。

○周辺地域との関りについて

・文化庁の文化財保護法改変に伴う「地域計画」の策定などに、展示施設の設置も盛り込んでいくのも一つの手法かと思えます。

・展示コーナーの設置は支持しますが、将来的には美術館とは別に、歴史資料の展示施設の設置も要望していくべきかと思えます。

○デジタル・アーカイブについて

・新図書館の事業の一つにデジタル・アーカイブの構築があるとうかがっています。市史で収集した史料もここで広く紹介できると良いかと思えます。

○図書館工事の進捗について

・本体及び内装工事の進捗状況をこまめに連絡してください。それによって、市史編さん委員会の活動も考えていく必要が生じると思えます。

③. その他

○今後の市史編さん委員会について

・書面ではなく、会議は Zoom 等のオンラインシステムで実施できないでしょうか。書面だと双方向のやりとりが出来ないので、他の先生方の意見が直接うかがえず残念に思えます。

・新型コロナウイルス禍という状況ですが、できるだけ対面での委員会開催を追求してください。出席できない方はオンラインで参加するといったオンラインとの併用や全面オンラインも可能と存じます。「書面」方式ですと、既成事実追認・事後承認的にもなりがちで、議論が深まりません。教育長をはじめ、市・市教育委員会幹部のお考えも直接伺いたく思えます。

・「歴史のまち佐倉」と言いながら歴史を軽視することがないよう、市史編さん委員会の責務は、ますます大きくなるものがあると思えます。

○史料の発掘と紹介

・史料を発掘し、紹介していくことは、本委員会の責務です。

○歴史的公文書について

・歴史的公文書の保存整理について、古い文書だけではなく、これから資料になりうる文書も対象に、現用文書との関係も視野に入れて作業していただくことを希望します。

・「歴史的公文書の保存整理」は是非ともよろしく願います。佐倉市としての保存整理基準を新たに作成していただくことを希望します。

○佐倉市史について

・現在の佐倉市の「通史編」については、巻1～3については、昭和40年代の研究をもとに作成していますが、その後、新しい歴史資料の発見、歴史研究の視点の多様化に伴い、大幅な補訂等の作成が必要となっています。また、小中学生、佐倉の歴史をこれから学ぶ市民等幅広い利用の促進が課題となっていることから、「通史編」増訂、「通史編」の元となった資料を編集した「史料編」等の作成を検討してください。

○専門職員の配置について

・編さん事業を充実させるために、歴史学、史資料整理・保存に関する専門職員の配置（非常勤職員を含む）を希望します。

・「歴史的公文書の保存整理」という重要な役割が新たに加わるのですから、それに見合った人員配置が是非とも必要です。県文書館の「嘱託」（現在は会計年度任用職員か）のようなかたちでも、専門的な人員を配置すべきです。